

合衆国法典 111-260
第111連邦議会

2010年10月8日
[S. 3304]

障害のある人々が現代の通信手段にアクセスすることを促進するための、
およびその他の目的のための法律

アメリカ合衆国上院議会および下院議会において制定

第1条 法律の呼称、目次

- (a) 法律の呼称—この法律は、「21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版（Twenty-First Century Communications and Video Accessibility Act of 2010）」と称することができる。
- (b) 目次—

第1条 法律の呼称、目次
第2条 責任に関する制限
第3条 特許技術

第1編—通信アクセス

第101条 定義
第102条 補聴器との互換性
第103条 リレーサービス
第104条 次世代通信サービスおよび機器へのアクセス
第105条 ユニバーサルサービス
第106条 緊急時のアクセスに関する諮問委員会

第2編—映像プログラム

第201条 映像プログラムおよび緊急時のアクセスに関する諮問委員会
第202条 映像解説およびクローズドキャプション
第203条 クローズドキャプションデコーダーおよび映像解説機能
第204条 デジタル機器のユーザーインターフェース
第205条 ナビゲーション機器上で提供される映像プログラムのガイドおよびメニューへのアクセス
第206条 定義

第2条 責任に関する制限

- (a) 総則—サブセクション(b)において定める例外を除き、映像プログラム、オンライン・コンテンツ、アプリケーション、サービス、次世代通信サービス、または次世代通信サービスを提供またはそれにアクセスするために使用する機器に関し、以下の行為を行う限りは、何人も、この法律（およびこの法律によって改正または付加されるコミュニケーション法

1934年版の法的条項)において定める要求を満たさないとしても責任を負わないものとする。

(1) 第三者による次世代通信サービスの提供を通して利用可能となる通信を送信、発信または、中間的または一時的な記憶装置に保存すること。

(2) 映像プログラム、オンライン・コンテンツ、アプリケーション、サービス、次世代通信サービス、あるいは次世代通信サービスを提供またはそれにアクセスするために使用される機器へのアクセスをエンドユーザーが獲得できるよう、ディレクトリー、インデックス、レファレンス、ポインター、メニュー、ガイド、ユーザーインターフェース、ハイパーテキストリンクといった、情報のロケーションを示すツールを提供すること。

(b) 例外—映像プログラム、オンライン・コンテンツ、アプリケーション、サービス、次世代通信サービス、あるいは次世代通信サービスを提供またはそれにアクセスするために使用される機器に関する、この法律（およびこの法律によって改正または付加されるコミュニケーション法1934年版の法的条項）で定める要求に適合するために、第三者のアプリケーション、サービス、ソフトウェア、ハードウェア、または装置に依存する者は何人も、サブセクション(a)における責任に関する制限を適用されないものとする。

第3条 特許技術

連邦通信委員会 (Federal Communications Commission) がこの法律またはこの法律によってなされる改正事項を施行するために行ういかなる行為も、特許技術の使用または抱合(incorporation)を命じるものではない。

第1編—通信アクセス

第101条 定義

コミュニケーション法1934年版 (Communications Act of 1934) (47 U.S.C. 153) の第3条を、以下の通り改正する。

(1) 条文の末尾に以下のパラグラフを追加する。

「(53) 次世代通信サービス—「次世代通信サービス (advanced communications services)」とは、以下のことである。

- (A) 相互接続によるVoIPサービス。
- (B) 非相互接続によるVoIPサービス。
- (C) 電子メッセージサービス。 および
- (D) 双方向テレビ会議サービス。

(54) 消費者発信型メディア—「消費者発信型メディア (consumer generated media)」とは、消費者によって創作されオンラインウェブサイトやインターネット上のサービスで利用可能とされるコンテンツのことであり、映像、音声、マルチメディアコンテンツを含む。

(55) 障害—「障害 (disability)」とは、障害のあるアメリカ人法1990年版 (Americans with Disabilities Act of 1990) (42 U.S.C. 12102) の第3条においてこの用語に付与される意味を持つものである。

(56) 電子メッセージサービス—「電子メッセージサービス (electronic messaging service)」とは、通信ネットワーク上で個人同士がリアルタイムまたはほぼリアルタイムに交わせるテキスト形式の非音声メッセージを提供するサービスのことである。

(57) 相互接続によるVoIPサービス—「相互接続によるVoIPサービス (interconnected VoIP service)」とは、連邦規則集 (Code of Federal Regulations) 第47編第9.3条においてこの用語に与えられる意味を持つものであり、この条項は状況の変化に応じて改正されることがある。

(58) 非相互接続によるVoIPサービス—「非相互接続によるVoIPサービス (non-interconnected VoIP service)」とは、以下の通りである。

- (A) 以下のサービスを意味する。
 - (i) インターネットプロトコルまたはそれに代わるプロトコルを使用してユーザーのロケーションから発信またはそこに到達するリアルタイムの音声通信を可能とし、かつ
 - (ii) 加入者宅内装置と互換性をもつインターネットプロトコルを必要とするサービス。
- (B) 相互接続によるVoIPサービスであるいかなるサービスをも含まない。

(59) 双方向テレビ会議サービス—「双方向テレビ会議サービス (interoperable video conferencing service)」とは、音声を含むリアルタイムの映像通信を提供するサービスのことであり、ユーザーの選択によりユーザー同士が情報を共有することを可能とするものである。」

(2) パラグラフ (1) から (52) およびこの条項のパラグラフ (1) によって追加されたパラグラフを、パラグラフの見出しに基づいてアルファベット順に並び替え、順番に従って番号を付与する。

第102条 補聴器との互換性

(a) 互換性の要件—

(1) 障害者のための電話サービス—コミュニケーション法1934年版 (47 U.S.C. 610(b)(1)) の第710(b)(1) 条を改正し、以下の通り読み替える。

「(b) (1) パラグラフ (2) および (3) およびサブセクション (c) で提示する例外を除き、委員会は次のことを求めるものとする。すなわち、このパラグラフで記述する加入者宅内装置が、電話が補聴器との互換性に関して技術的な基準を満たし補聴器が電話と互換性を持つように設計されている限り、補聴器を効果的に使用するための内部的な手段を提供することである。このパラグラフで記述する加入者宅内装置とは、以下の通りである。

- (A) 不可欠であるすべての電話。
- (B) 補聴器互換性法1988年版 (Hearing Aid Compatibility Act of 1988) が制定された日から1年を経た後にアメリカ合衆国内で製造されるすべての電話 (輸出用を除く)、または同制定日から1年を経た後にアメリカ合衆国内で使用するために輸入されるすべての電話。
- (C) 次世代通信サービスに使われるすべての加入者宅内装

置であって、機能の面で電話と同等の様式で耳に当てることを想定した内蔵型スピーカーを通して双方向の音声通信を提供するように設計され、サブセクション (e) の委員会が定める規則の対象となるもの。

(2) 追加の改正事項—コミュニケーション法1934年版
(47 U.S.C. 610(b)) の第710(b) 条をさらに以下の通り改正する。

(A) パラグラフ (2) において—

(i) サブパラグラフ (A) において—

(I) (i) 節に先行する事項において—

(aa) 「最初の」を削除する。

(bb) 「補聴器互換性法1988年版の制定日の後、このサブセクションの」を削除する。

(cc) 「このサブセクションのパラグラフ (1) (B)」を削除し、「パラグラフ (1) のサブパラグラフ (B) および (C)」を追加する。

(II) (ii) 節の末尾に「および」を追加する。

(III) (iii) 節を削除する。 および

(IV) (iv) 節を (iii) 節と変更する。

(ii) サブパラグラフ (B) を削除し、サブパラグラフ (C) をサブパラグラフ (B) と変更する。

(iii) (変更後の) サブパラグラフ (B) において—

(I) 最初の1文を削除し、次の語句を追加する。「委員会は、このパラグラフのサブパラグラフ (A) において記述する電話およびその他の加入者宅内装置に関する免除事項を実際に継続することについての妥当性を、定期的に調査するものとする。」

(II) (iii) 節および (iv) 節において、「パラグラフ (1) (B)」を削除し、「パラグラフ (1) のサブパラグラフ (B) または (C)」を追加する。

(B) パラグラフ (4) (B) において—

(i) 「公共の移動」を削除し、「公共の移動とおともに利用される電話」を追加する。

(ii) 「手段」の後に、「とともに全体的または部分的に使用される電話およびその他の加入者宅内装置」を追加する。

(iii) 「公共の地上移動電話サービス」の後の「および」を削除し、「または」を追加する。

(iv) 「のパート22」を削除する。 および

(v) 「規則集」の後に、次の語句を追加する。「または、同等の機能を持つライセンス不要のワイヤレスサービス」。

(C) パラグラフ (4) (c) において—

(i) 「『私的な無線サービス』とは」を削除し、「『私的な無線サービスに使用される電話』とは」を追加する。
および

(ii) 「手段」の後に、「とともに全体的または部分的に使用

される電話およびその他の加入者宅内装置」を追加する。

(b) 技術的な基準—コミュニケーション法1934年版 (47 U.S.C. 610(c)) の第710 (c) 条を改正し、末尾に以下の文章を追加する。「電話またはその他の加入者宅内装置は、市民の参加プロセスと利害関係のある消費者ステークホルダー（このセクションの目的のために委員会が定める）への意見聴取を通じて形成された、然るべき技術的な基準に適合するものである限り、このセクションの目的のために補聴器との互換性が考慮されるものとし、その期限は委員会が別途定める。委員会は、上記の技術的な基準を設定または承認するにあたって、聴力を喪失した人を含めた、市民の意見を聴くものとする。委員会は、第5 (c) 条に準じた被雇用者にこの権限を委任することができる。委員会は、基準がこのセクションの要件を満たしているかについて最終的な採決権を保持するものとする。」

(c) 規則の制定—コミュニケーション法1934年版の (47 U.S.C. 610 (e)) 第710 (e) 条を以下の通り改正する。

(1) 「障害」を削除し、「損失」を追加する。 および

(2) 末尾に次の1文を追加する。「サブセクション (b) (1) (c) の条項を実行するにあたり、委員会は、以下の各項に照らして必要な程度に適切なタイムテーブルまたはベンチマークを使用するものとする。すなわち (1) 技術的な実現可能性、または (2) 新しい技術のユーザーに対する市場性または利用可能性である。」

(d) 解釈の規則—コミュニケーション法1934年版 (47 U.S.C. 610(h)) の第710 (h) 条を改正し、以下の通り読み替える。

「(h) 解釈の規則—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版のいかなる条項も、その法律の制定日において、連邦規則集第47編第20.19条で事前に定められた委員会の規則を修正すると解釈してはならないものとする。」

第103条 リレーサービス

(a) 定義—コミュニケーション法1934年版 (47 U.S.C. 225 (a) (3))

の第225 (a) 条のパラグラフ (3) を改正し、以下の通り読み替える。

「(3) 電話リレーサービス—『電話リレーサービス』 (Telecommunications Relay Services) とは、ろう者、難聴者、盲ろう者である、または言語障害を持つ個人が、言語障害を持たない聴者である個人が有線または無線で音声通信サービスを利用して通信するのと機能的に同等の様式で、1人または複数の個人との有線または無線による通信に参与することを可能とする電話通信サービスのことである」

(b) インターネットプロトコルに基づくリレーサービス—上記の法律 (47 U.S.C. 610以降) の第VII編を改正し、以下の条項を追加する。

「第715条 インターネットプロトコルに基づくリレーサービス

21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日付から1年以内に、相互接続によるVoIPサービスプロバイダーおよび非相互接続によるVoIPサービスプロバイダーは、同法律の制定日において、連邦規則集第47編64.604 (c) (5) (iii) で設立された電話通信リレーサービス基金に参加し、貢献を行うものとする。その様式については、上記の基金に

対する他の貢献者が担う義務と一貫し比肩しうる義務を上記のプロバイダーが与えられるように、委員会が規則によってあらかじめ定めるものとする。」

第104条 次世代通信サービスおよび機器へのアクセス

- (a) 第VII編の改正—コミュニケーション法1934年版 (47 U.S.C. 610以降) の第VII編を、第103条での改正に加えて以下の条項を新たに追加し、改正する。

「第716条 次世代通信サービスおよび機器へのアクセス

(a) 製造—

- (1) 総則—サブセクション (e) に準じて設定された規則の適用日以降に製造され、その規則の対象となる機器に関して、エンドユーザー機器、ネットワーク機器、ソフトウェアを含む次世代通信サービスに利用される機器の製造者は、製造者が州を越えた取引において販売または他の手段で供給する機器およびソフトウェアが、このサブセクションの要件が達成不可能な場合を除き、障害のある個人にとってアクセシブルであり使用可能であることを保障しなければならない。
- (2) 産業界のフレキシビリティ—上記の機器の製造者は、パラグラフ (1) で定める要件を以下の方法で満たすことができる。
 - (A) 製造者が提供する機器が、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用することなく、障害のある個人にとってアクセシブルであり、利用可能であることを保障すること。 または
 - (B) 製造者が選択する場合、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用でき、それが消費者にとって低価格で入手可能であって障害のある個人がアクセスできるものであること。

(b) サービスプロバイダー—

- (1) 総則—サブセクション (e) に準じて設定された規則の適用日以降に提供され、その規則の対象となるサービスに関して、次世代通信サービスを提供するプロバイダーは、プロバイダーが州を越えた取引においてまたは州を越えた取引に影響する形で提供するサービスが、このサブセクションの要件が達成不可能な場合を除き、障害のある個人にとってアクセシブルであり使用可能であることを保障しなければならない。
- (2) 産業界のフレキシビリティ—上記のサービスプロバイダーは、パラグラフ (1) で定める要件を以下の方法で満たすことができる。
 - (A) プロバイダーが提供するサービスが、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用することなく、障害のある個人にとってアクセシブルであり、利用可能であることを保障すること。 または
 - (B) プロバイダーが選択する場合、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用でき、それが消費者にとって低価格で入手可能であって障害の

ある個人がアクセスできるものであること。

- (c) 互換性—サブセクション (a) または (b) で定める要件が達成不可能な場合、製造者またはプロバイダーは、このサブセクションの要件が達成不可能な場合を除いて、その機器またはサービスが、障害のある個人がアクセスを達成するために一般的に利用している既存の周辺機器または特別に設定された加入者宅装置との互換性を保障しなければならない。
- (d) ネットワークの特性、機能、能力—次世代通信サービスを提供するプロバイダーは、アクセシビリティまたは利用可能性を妨げるネットワークの特性、機能、能力をインストールしないようにする義務を負う。
- (e) 規則—
 - (1) 総則—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日付から1年以内に、委員会は、この条項を施行するために必要とされる規則を公布するものとする。規則を制定するにあたり、委員会は以下のことを行う。
 - (A) 次世代通信サービスおよび次世代通信サービスに利用される機器のアクセシビリティ、利用可能性、互換性が、障害のある個人にとって保障されるように、達成目標を含めること。
 - (B) 次世代通信サービス、次世代通信サービスに利用される機器、または次世代通信サービスを提供するために利用されるネットワークを通じて送信される情報コンテンツにアクセシビリティが抱合されているときに、情報コンテンツのアクセシビリティを、次世代通信サービス、次世代通信サービスに利用される機器、および次世代通信サービスを提供するために利用されるネットワークが損なうまたは妨げることがないように規定すること。
 - (C) 製造者、サービスプロバイダー、およびサービスプロバイダーのネットワークにアクセスするアプリケーションまたはサービスの提供者が負うべき、この条項における義務を定めること。
 - (D) 委員会が、製造者およびサービスプロバイダーが (a) から (c) までのサブセクションに従う際に必要な免責事項として技術的な基準を採用する場合を除いて、技術的な基準について命じることがないこと。
 - (2) ガイドライン案—委員会は、この条項の要件に関して製造者またはプロバイダーに対するガイドライン案を発行するものとする。
- (f) 第255条の対象となるサービスおよび機器—この条項の要件は、相互接続によるVoIPサービスを含めて、21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版の制定日よりも前の日に第255条の対象となるサービスまたは機器には適用されないものとする。上記のサービスおよび機器は、第255条の要件の対象となるものとする。
- (g) 達成可能の定義—この条項および第718条の目的において、「達成可能 (achievable)」とは、合理的な努力または出費のことであり、委員会によって決定される。条項の要件が達成可能であるかどうか決定するにあたり、委員会は以下の要素を考慮するものとする。

- (1) 当該の機器またはサービスに関して、この条項の要件に合わせるために必要とされる諸段階に関する性質と経費。
 - (2) 新しい通信技術の開発および配備を含めた、製造者またはプロバイダーの運用および当該の機器またはサービスの運用にかかる技術的および経済的な影響。
 - (3) 製造者またはプロバイダーの運用タイプ。
 - (4) 当該のサービスプロバイダーまたは製造者が、多様な幅を持つ機能性と特性を含み、異なる価格設定で提供されるアクセシブルなサービスまたは機器を提供する範囲。
- (h) 委員会のフレキシビリティー
- (1) 免責—委員会は、次世代通信サービスの製造者またはプロバイダーその他利害関係のある者からの申し立てに対して、この条項の要件を免責する権限を有するものとする。その対象となる、次世代通信サービスを提供または同サービスにアクセスするのに利用される機器の特性または機能、同機器群、次世代通信サービスのプロバイダーまたは同サービス群は、以下の通りである。
 - (A) 次世代通信サービスにアクセス可能であるもの。および
 - (B) 多目的のために設計されているが、次世代通信サービス以外を主たる目的として設計されたもの。
 - (2) 少量生産物に対する免除—委員会は、少量生産物に対してはこの条項の要件を免除することができる。
- (i) カスタマイズされた機器またはサービス—この条項は、カスタマイズされた機器またはサービスであって、公共に直接提供されるのではないもの、あるいは事実上公共に利用可能となる類のユーザーに直接提供されるのではないものについて、利用される機能にかかわらず適用されないものとする。
- (j) 解釈の規則—この条項は、次世代通信サービスに利用される機器の製造者または次世代通信サービスのプロバイダーがすべての機器またはサービスのすべての特性および機能をすべての障害者にアクセシブルにすることを要求するとは解釈されないものとする。」

「第717条 実施および記録義務

- (a) 苦情申し立てと実施の手順—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版の制定日から1年以内に、委員会は、第255条および第716条および第718条に違反することを告発する公式および非公式の苦情を申し立てるための規則を制定し、上記の違反に関して委員会が実施する活動の手順を制定し、上記の条項の対象となる製造者およびプロバイダーが担うパラグラフ (5) の記録義務を実行するものとする。上記の規則は、以下の条項を含むものとする。
 - (1) 費用の不要—委員会は、第255条および第716条および第718条に違反することを告発する苦情を申し立てる個人にいかなる費用をも請求しないものとする。

- (2) 苦情の受理—委員会は、第255条および第716条および第718条に違反することを告発する苦情の受理について、独立したかつ特定可能な電子・電話・対面による受理窓口を設けるものとする。
- (3) 委員会に対する苦情申し立て
 - (A) 総則—第255条および第716条および第718条の対象となる機器の製造者またはサービスのプロバイダーが上記の条項に違反することを告発する者は、委員会に対して公式または非公式の苦情申し立てを行うことができる。
 - (B) 非公式の苦情申し立てに対する調査—委員会は非公式の苦情申し立てによる告発を調査し、苦情申し立てが委員会に対してなされた日から180日以内に、苦情申し立ての内容が同日までに解決された場合を除いて、調査を結論づける命令を発するものとする。命令は、違反があったかどうかの決定を含むものとする。
 - (i) 委員会が違反があったと決定する場合、委員会は、この条項で定める命令またはその後続く命令において、委員会がその命令において設定する期日までに、製造者またはサービスプロバイダーにサービスを変更するように指示し、あるいは製造者の場合は次世代の機器または装置を変更するように指示し、それらの条項の要件に適合するようにさせることができる。
 - (ii) 違反なしの場合—違反がなかったとの決定がなされる場合、委員会はその決定をした根拠を示すものとする。
 - (C) 苦情申し立ての統合—実質的に同様の違反に関する苦情申し立てについて、委員会はその調査と決議を統合することができる。
- (4) 反論の機会—委員会がパラグラフ (3) に従った決定を下す前に、苦情申し立ての対象となる関係者はその苦情申し立てに反論する合理的な機会を与えられ、その反論においては上記の決定に関連するいかなる要素も含むことができる。パラグラフ (3) (B) (i) における最終的な命令を発する前に、委員会は当該の関係者に、提案される改善活動について意見を述べる合理的な機会を与えるものとする。
- (5) 記録—
 - (A) 第716 (e) 条に従って公布される規則の発効日から1年後より、第255条および第716条および第718条の対象となる製造者またはプロバイダーは、通常の業務および合理的な期間において、上記の製造者またはプロバイダーが第255条および第716条および第718条を施行するためになした努力を記録するものとする。その記録には次の各項を含むものとする。
 - (i) 製造者またはプロバイダーが障害のある個人の意見を聴取するためになした努力に関する情報。
 - (ii) その製品およびサービスのアクセシビリティに関する特性の記述。

- (iii) その製品およびサービスが、障害のある個人がアクセスを達成するために一般的に利用している既存の周辺機器または特別に設定された加入者宅装置との互換性を有しているかについての情報。
 - (B) 製造者またはプロバイダーの担当者は、記録がサブパラグラフ (A) に適合するように保たれていることを年次ごとに証明する書類を委員会に提出するものとする。
 - (C) パラグラフ (3) で言及した様式で製造者またはプロバイダーに対してなされた公式または非公式の苦情申し立てを受理した後、委員会は、このパラグラフのサブパラグラフ (A) に従って製造者またはプロバイダーが維持する記録であって、その苦情申し立ての対象となる機器またはサービスに直接の関連がある記録を1部提出することを求めるものとし、その記録の秘密は守られるものとする。
- (6) 行動の不履行—委員会がパラグラフ (3) で言及した様式でなされた苦情申し立てに対して行動する責任を果たさない場合、上記の苦情申し立てをした者は、コロンビア特別区のアメリカ合衆国控訴裁判所 (United States Court of Appeals for the District of Columbia) 法律職務執行の訴えを起こし、委員会に責任を遂行するように求めることができる。
 - (7) 委員会の権限—第255 (f) の制限は、第255条、第716条および第718条の違反を申し立てる主張に適用されるものとする。このパラグラフのいかなる内容も、パラグラフ (6) における法律職務執行の訴えまたは第402 (b) (10) に従ったいかなる訴えにも影響または制限することがないものとする。
 - (8) 苦情申し立ての私的な解決—委員会の規則またはこの法律のいかなる内容も、苦情申し立てを行う者、および製造者またはプロバイダーに対して、苦情申し立ての進行について委員会が最終的な決定を下すのに先立って公式または非公式の苦情申し立ての解決をはかることを妨げるようには解釈されないものとする。そのように解決がなされる場合、両関係者は合同で苦情申し立ての取り消しを要求し、委員会はその要求を受け入れるものとする。
- (b) 議会への報告—
- (1) 総則—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から2年ごとに、委員会は、上院の商業・科学・交通委員会 (Committee on Commerce, Science, and Transportation of the Senate) および下院のエネルギ―・商業委員会 (Committee on Energy and Commerce of the House of Representatives) に、以下の各項を含む報告書を提出するものとする。
 - (A) 第255条、第716条および第718条がどの程度順守されているかについての調査。
 - (B) 新しい通信技術に関して、アクセシビリティに対するバリアがどの程度残されているかについての計測結果。

- (C) 報告の対象となる2年間にサブセクション (a) に従って受理した苦情申し立ての数と性質。
 - (D) 上記の苦情申し立てを解決するために、罰則の設定を含めてこの条項に従ってなされた行動の記述。
 - (E) それぞれの苦情申し立てを解決するために委員会が必要とした期間。
 - (F) サブセクション (a) (6) に従って申し立てられた法律職務執行の訴えに対してなされた行動の数、状況、性質および結果、ならびに第402条 (b) (10) に従って申し立てられた訴えについての数、状況、性質および結果。
 - (G) 新しい通信技術の開発と採用についてこの条項で定める要件の影響の計測結果。
- (2) 必要なパブリックコメント—委員会は、このサブセクションで定める報告について、上院および下院の委員会にその成果を提出するのに先立って、パブリックコメントを求めるものとする。
- (c) 会計検査院長官による施行調査
- (1) 総則—会計検査院長官 (Comptroller General) は、以下の各項について検討し評価する調査を行うものとする。
 - (A) 委員会がこの条項の要件を順守しているか。サブセクション (a) に従ってなされる苦情申し立てに対する行動について、この条項以降で設定される期日をどの程度順守しているかを含む。
 - (B) この条項に従って委員会が行う実施行動が、この条項を順守させるのにあたって妥当であり効果的であったかどうか。
 - (C) この条項における実施についての条項が、この条項を順守させるのにあたって適切であったかどうか。
 - (D) この条項の要件が新しい通信技術の開発および採用に影響があったかどうか、(もしあった場合) それはどの程度であったか。
 - (2) 報告—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から5年以内に、会計検査院長官は、上院の商業・科学・交通委員会および下院のエネルギー・商業委員会に、パラグラフ (1) によって求められる考察の結果についての報告書を提出するものとする。その報告には、この条項を施行する手順および手段がどのように改変または改善されうるかについての勧告を付加するものとする。
- (d) 情報提供機関—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から1年を超える日より前に、委員会は、建築・交通バリアに関するコンプライアンス諮問委員会 (Architectural and Transportation Barriers Compliance Board)、国立通信情報局 (National Telecommunications and Information Administration)、業界団体および障害のある個人を代表する団体から意見を聴き、アクセシブ

ルな製品の利用可能性、ならびに第255条、第716条および第718条によって求められるアクセシビリティの解決法についての情報を提供する機関を設立するものとする。上記の情報は、委員会のウェブサイトおよびその他の手段を通じて公開するものとし、そこには製品およびサービスの一覧表を年次で更新しそのアクセスについての特性とともに掲載するものとする。

- (e) 広報および教育—サブセクション (d) において求められる情報提供機関を設立するにあたって、委員会は、国立通信情報局と協働しながら、情報提供機関の利用可能性ならびに第255条、第716条および第718条において可能となる保護策および解決策について公に知らしめるための情報プログラムおよび教育プログラムを実施することとする。」

「第718条 公共のモバイルサービスに利用される電話に搭載されるインターネットブラウザ

- (a) アクセシビリティ—公共のモバイルサービス (第710条 (b) (4) (B) において定義した意味における) に利用される電話の製造者がその電話にインターネットブラウザを搭載する場合、またはモバイルサービスのプロバイダーが消費者に販売する電話にブラウザの搭載を手配する場合、製造者またはプロバイダーは、搭載されるブラウザの機能 (ブラウザを起動する能力を含めて) が、達成不可能である場合を除き、盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルであり利用可能であることを保障するものとする。ただし、このサブセクションは、製造者またはプロバイダーが以下のことを行うことを強制するものではない。
- (1) 製造者またはプロバイダーが電話に搭載または手配するブラウザ以外のインターネットブラウザをアクセシブルまたは利用可能とすること。
 - (2) インターネットのコンテンツ、アプリケーションまたはサービスを (障害のある個人が搭載されたブラウザを使ってそのコンテンツ、アプリケーションまたはサービスを利用できるようにすること以外に) アクセシブルまたは利用可能とすること。
- (b) 産業界のフレキシビリティ—製造者またはプロバイダーは、上記の電話またはサービスに関してサブセクション (a) で定める要件を以下の方法で満たすことができる。
- (1) 上記の製造者またはプロバイダーが提供する電話またはサービスが、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用することなく、障害のある個人にとってアクセシブルであり、利用可能であることを保障すること。 または
 - (2) 第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用でき、それが消費者にとって低価格で入手可能であって障害のある個人がアクセスできるものであること。」
- (b) 第718条の発効日—サブセクション (a) によって追加されたコミュニ

ケーション法1934年版の第718条は、この法律の制定日から3年後に発効するものとする。

- (c) 第V編の改正—コミュニケーション法1934年版の第503条 (b) (2) (47 U.S.C. 503(b)(2)) を改正し、サブパラグラフ (E) の後に以下の文言を追加する。

「(F) この条項のパラグラフ (5) に関して、違反者が第255条、第716条および第718条の対象となる製造者またはサービスプロバイダーであり、その要件に違反していることが委員会によって認定された場合、その製造者またはプロバイダーは、違反事項1件につき、または継続する違反の場合はその1日につき、罰金として100,000ドルをアメリカ合衆国政府に支払うものとする。ただし、継続する違反の場合は、1件の違反行為または行為の不履行につき総額1,000,000ドルを上限とする。」

- (d) 委員会の決定についての再検討—コミュニケーション法1934年版の第402条 (b) (2) (47 U.S.C. 402(b)) を改正し、以下のパラグラフを新たに追加する。

「(10) 第717条 (a) (3) に従って委員会が下した決定に不服がある者、またはその決定により不利益を受ける者。」

第105条 盲ろう者である個人のためのリレーサービス

コミュニケーション法1934年版の第VII編を、第104条での改正に加えて以下の条項を新たに追加し、改正する。

「第719条 盲ろう者である個人のためのリレーサービス

- (a) 総則—21世紀におけるコミュニケーションへの平等なアクセスに関する法律 (Equal Access to 21st Century Communications Act) が制定される日から6ヵ月以内に、委員会は、相互接続サービスならびに次世代電話通信サービスおよび情報サービスを含めた電話通信サービス、インターネットアクセスサービスおよび次世代通信を提供するための特別に設計された加入者宅内装置であって、盲ろう者である個人にとってアクセシブルである製品の流通に関して、委員会が承認するプログラムをリレーサービスに適格であるものとして定める規則を制定することとする。
- (b) 盲ろう者である個人の定義—このサブセクションの目的にあたって、「盲ろう者である個人 (individuals who are deaf-blind)」という用語は、リハビリテーション法1992年改正版 (Rehabilitation Act Amendments of 1992) を改正したヘレンケラー国立センター法 (Helen Keller National Center Act) (29 U.S.C. 1905(2))において与えられるのと同じ意味を持つものとする。
- (c) 年間の総額—委員会が、年度ごとに州間リレー基金から提供できる助成金の総額は、10,000,000ドルを上限とするものとする。

第106条 緊急時のアクセスに関する諮問委員会

- (a) 設立—障害のある個人による緊急時サービスへの平等なアクセスを達成する目的のために、インターネットプロトコルにより可能となる全国規模の緊急時ネットワークへの移行の一環として、この法律が制定された日付から60日を越えるよりも前に、委員長は諮問委員会を設立

し、その委員会は緊急時アクセスに関する諮問委員会（Emergency Access Advisory Committee）と称するものとする（この条項では「諮問委員会」と呼ぶ）。

- (b) 委員—この法律が制定された日付からできる限り速やかに、委員長は諮問委員会の委員を任命するものとする。そのさいには、障害のある個人とその他のステークホルダーとのバランスを確保し、2人の委員を共同の委員長として指名すること。諮問委員会の委員は、以下に挙げる集団から選定するものとする。
- (1) 州政府および地方政府ならびにその緊急時対応機関—当該の政府および機関を代表する組織によって推薦された個人のなかから選出される、州政府および地方政府の代表者ならびにその緊急時対応機関の代表者。
 - (2) 当該の問題に関する専門家—諮問委員会がその義務を全うするために必要な技術的知識および専門技能を有する個人であって、以下を代表する者を含む。
 - (A) 相互接続および非相互接続によるVoIPサービスのプロバイダー。
 - (B) 相互接続および非相互接続によるVoIPサービスを提供するためのシステム、施設、機器および特性の販売者、開発者および製造者。
 - (C) 障害のある個人および高齢者を代表する全国規模の団体。
 - (D) 次世代型E9-1-1システム（Next Generation E 9-1-1 system）の実行を担当する連邦機関または部署。
 - (E) 国立標準技術研究所（National Institute of Standards and Technology）。および
 - (F) 同様の技術的知識および専門技能を有するその他の個人
 - (3) その他のステークホルダーおよび利害関係者の代表者—その他のステークホルダーおよび利害が関係する者の代表者であって、委員長が適切と判断する者。
- (c) 勧告の起草—サブセクション (b) に従って委員長が委員を任命する過程が完了してから1年以内に、諮問委員会は、障害のある個人に関する全国規模の調査を実施し、サブセクション (b) (2) に記述したグループからの意見を求めるものとし、どの技術および方法を利用すれば障害のある個人にとって緊急時のサービスに対する平等なアクセスが最も効果的かつ効率的に可能となるかについて決定するものとする。そして、上記の技術および方法を実行するための勧告を、以下に関する勧告を含めて起草し、委員会に提出するものとする。
- (1) インターネットプロトコルによって可能となる全国ネットワークへの移行の一環として、上記ネットワークを通じて送信される信頼できる双方向通信を達成し、障害のある個人に対して緊急時のサービスへのアクセスを保障するためにどのような行動が必要であるかに関する勧告。
 - (2) 障害のある個人に対して緊急時のサービスへのアクセスを保障するために必要な信頼性および双方向性を確保するためのプロトコル、技

術的特性および技術的要件についての勧告。

- (3) 公共の緊急通報応答ポイント、デフォルトに指定された緊急通報応答ポイントおよび地元の緊急対応機関が利用する技術的要件の設定に関する勧告。
 - (4) 信頼できる緊急時アクセスの利用を可能とする通信施設および機器ならびに技術に対して妥当な技術的基準および要件に関する勧告。
 - (5) IPによって可能となるネットワークのプロバイダーが、技術的基準と相容れない特性、機能、性能を搭載しないことを保障するために従うべき手順に関する勧告。
 - (6) 相互接続および非相互接続によるVoIPサービスのプロバイダーならびに上記のサービスのために利用される機器の製造者が、達成可能な場合に、パラグラフ (1) から (5) において求められる行動を達成すべき期日に関する提言。および、現世代のTTY技術を利用する代わりに、同技術を置き換え、障害のある個人に対して緊急時のサービスへのアクセスを可能とするより効果的かつ効率的な技術を導入するために可能な段階移行に関する勧告。
 - (7) 電話リレーサービスを提供するための新しい技術および方法をリレーサービスのプロバイダーが採用することをふまえて、電話リレーサービスの利用者のために、9-1-1 [緊急通報] サービスおよびE911サービスに関する委員会の規則（国立通信情報局法（National Telecommunications and Information Administration Organization Act）（47 U.S.C. 942(e)(4)）の158（e）（4）条において定められている）をアップデートする規則の設定に関する勧告。 および
 - (8) 技術的および経済的に有益であることを考慮した勧告。
- (d) 会議—
- (1) 第1回会議—諮問委員会の第1回会議は、サブセクション (b) に従って委員長が委員を任命する過程が完了してから45日を越えるよりも前に開催するものとする。
 - (2) その他の会議—第1回会議の後、諮問委員会は委員長の招集により開催するものとするが、サブセクション (c) において求められる提言の作成と提出が完了するまでは1ヵ月に1度は開催しなければならない。
 - (3) 告知：会議の公開—諮問委員会が開催する会議はいずれも、遅くとも14日前までに告知し、一般に公開するものとする。
- (e) 規則—
- (1) 定足数—諮問委員会の委員のうち3分の1をもって、諮問委員会の業務を遂行するための定足数を構成するものとする。
 - (2) 準委員会—諮問委員会がその機能を果たすのを補助するために、委員長は、諮問委員会の委員および必要に応じて定める当該の分野の専門家から構成される適切な準委員会を設立することができる。
 - (3) 規則の付加—諮問委員会は、必要に応じてその他の規則を適用することができる。
- (f) 連邦諮問委員会法—連邦諮問委員会法（Federal Advisory Committee

Act) (5 U.S.C. App.)は、この諮問委員会には適用されない。

- (g) 勧告の実施—委員会は、インターネットプロトコルによって可能となる緊急時ネットワークへのアクセスを障害のある個人に対して保障する、信頼できる双方向通信を達成するために必要である場合に、それが達成可能であり技術的に有益である限り、諮問委員会が提案する提言を実行するための規則ならびにその他の規則、技術的基準、プロトコルおよび手順を公布する権限を持つものとする。
- (h) 定義—この条項においては、
- (1) 「委員会 (Commission)」とは、連邦通信委員会 (Federal Communications Commission) のことである。
 - (2) 「委員長 (Chairman)」とは、連邦通信委員長 (Chairman of the Federal Communications Commission) のことである。
 - (3) その他の用語は、ほかに言及がない限り、コミュニケーション法 1934年版(47 U.S.C. 153)第3条において与えられる意味を持つ。

第2編—映像プログラム

第201条 映像プログラムおよび緊急時アクセスに関する諮問委員会

- (a) 設立—この法律が制定された日付から60日を越えるよりも前に、委員長は諮問委員会を設立し、その委員会は映像プログラムおよび緊急時アクセスに関する諮問委員会 (Video Programming and Emergency Access Advisory Committee) と称するものとする。
- (b) 委員—この法律が制定された日付からできる限り速やかに、委員長は、諮問委員会がその義務を果たすための技術的知識および専門的技能を有する個人を任命するものとする。その個人は、以下に挙げる集団から選定するものとする。
- (1) 映像プログラムの供給者およびプロバイダーを代表する者、または上記の供給者を代表する全国規模の組織。
 - (2) インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムを提供するためのシステム、施設、機器および性能の販売者、開発者および製造者を代表する者、または上記の販売者、開発者または製造者を代表する全国規模の組織。
 - (3) 消費者向け電子機器または情報技術機器の製造者を代表する者、または上記の製造者を代表する全国規模の組織。
 - (4) 映像プログラムのプロデューサーを代表する者、または上記のプロデューサーを代表する全国規模の組織。
 - (5) 障害のある個人および高齢者を含めて、アクセシビリティの権利擁護者を代表する全国規模の組織を代表する者。
 - (6) テレビジョン放送業界を代表する者、または上記の業界を代表する全国規模の組織。
 - (7) その他、技術的知識および専門的技能を有する個人であって、委員長が適切と判断する者。

- (c) 委員会の監督—委員長は、委員会の技術スタッフメンバーのうちから1人を任命し、諮問委員会の業務を調整および指示させるものとする。
- (d) 技術スタッフ—委員会は、委員会の技術スタッフメンバーのうちから1人を任命し、諮問委員会の技術的な補助にあたらせるものとする。
- (e) 勧告の起草—
 - (1) クローズドキャプション報告書—諮問委員会の第1回会議が開催される日付から6ヵ月以内に、諮問委員会は以下の内容を含む報告書を起草し、委員会に提出するものとする。
 - (A) クローズドキャプションサービスを提供する期限に関するスケジュールの勧告。
 - (B) コンテンツプロバイダー、コンテンツ供給者、インターネットサービスプロバイダー、ソフトウェア開発者および機器開発者が、消費者発信型メディアを除く、インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムのクローズドキャプションを、信頼のおける方法でコード化、送信、受信および到達させることができるために必要となる、プロトコル、技術的性能および技術的手順に関する性能要件の特定。
 - (C) 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日においては利用可能でないプロトコル、技術的性能および技術的手順のうち、消費者発信型メディアを除く、インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムのクローズドキャプションを送信するにあたってサブパラグラフ (B) で特定される性能目標を満たすために追加が必要となるプロトコル、技術的性能および技術的手順の特定。
 - (D) サブパラグラフ (B) で特定される性能目標を実現するための技術的基準に関する勧告。
 - (E) 消費者発信型メディアを除く、インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムと、クローズドキャプションへのアクセスを容易にするためにそのプログラムの受信と表示を可能とする機器との互換性を保障するために必要とされる規則に関する勧告。
 - (2) 映像解説、緊急情報、ユーザーインターフェースならびに映像プログラムのガイドおよびメニュー—この法律が制定された日付から18ヵ月以内に、諮問委員会は以下の内容を含む報告書を起草し、委員会に提出するものとする。
 - (A) 映像解説および緊急情報を提供する期限に関するスケジュールの勧告。
 - (B) コンテンツプロバイダー、コンテンツ供給者、インターネットサービスプロバイダー、ソフトウェア開発者および機器製造者が、消費者発信型メディアを除く映像プログラムの映像解説、およびインターネットプロトコルまたはデジタル放送テレビジョンを利用して送信される緊急情報を、信頼のおける方法でコード化、送信、受信および到達させることができるために必要となる、プロトコル、技術的性能および技術的手順に関する性能要件の特定。

- (C) 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日においては利用可能でないプロトコル、技術的性能および技術的手順のうち、消費者発信型メディアを除く映像プログラムの映像解説、およびインターネットプロトコルを利用して送信される緊急情報を送信するにあたってサブパラグラフ (B) で特定される性能目標を満たすために追加が必要となるプロトコル、技術的性能および技術的手順の特定。
- (D) サブパラグラフ (B) で特定される性能目標を実現するための技術的基準に関する勧告。
- (E) 映像解説および緊急情報へのアクセスが容易になるよう、消費者発信型メディアを除く、インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムと、映像プログラムの受信と表示を可能にする機器と互換性を保障するために必要とされる規則に関する勧告。
- (F) ユーザーインターフェースに関して、音声と同時に送信される映像プログラムを受信または表示するために設計された機器（インターネットプロトコルを利用するサービス手段によって送信される映像プログラムを受信または表示するために設計された機器を含む）の機能が、障害のある個人にとってアクセシブルであり利用可能となるために利用される基準、プロトコルおよび手順に関する勧告。
- (G) ユーザーインターフェースに関して、サブパラグラフ (F) において記述する機器の機能にアクセスするために利用されるスクリーン上のテキストメニューおよびその他の視覚上の指標が音声出力を伴うことを可能とし、上記のメニューまたは指標が障害のある個人にとってアクセシブルであり利用可能となるために利用される基準、プロトコルおよび手順に関する勧告。
- (H) 映像プログラムガイドおよびメニューに関して、ナビゲーション装置、ガイドまたはメニューの手段によって提供される映像プログラムの情報および選択 (Selection) が、盲者であるまたは視覚障害のある個人がリアルタイムでアクセシブルとなるために利用される基準、プロトコルおよび手順に関する勧告。
- (3) 基準制定機関による作業の考慮—諮問委員会による勧告は、可能な限り、パラグラフ (1) および (2) において記述する各々の目的のために、認定された産業界の基準制定機関が採用した基準、プロトコルおよび手順を抱合するものとする。
- (f) 会議—
- (1) 第1回会議—諮問委員会の第1回会議は、この法律が制定される日付から180日を越えるよりも前に開催するものとする。
- (2) その他の会議—第1回会議の後、諮問委員会は委員長の招集により開催するものとする。
- (3) 告知：会議の公開—諮問委員会が開催する会議はいずれも、遅くとも14日前までに告知し、一般に公開するものとする。
- (g) 手順に関する規則

- (1) 定足数一諮問委員会の委員のうち3分の1の出席をもって、諮問委員会の業務を遂行するための定足数を構成するものとする。
 - (2) 準委員会一諮問委員会がその機能を果たすのを補助するために、委員長は、諮問委員会の委員および当該の分野の専門家から構成される適切な準委員会を設立することができる。
 - (3) 手順に関する規則の付加一諮問委員会は、必要に応じてその他の手順に関する規則を適用することができる。
- (h) 連邦諮問委員会法一連邦諮問委員会法 (5 U.S.C. App.)は、この諮問委員会には適用されない。

第202条 映像解説およびクローズドキャプション

- (a) [音声による] 映像解説—コミュニケーション法1934年版の第713条(47 U.S.C. 613)を、以下の通り改正する。
- (1) サブセクション(f)および(g)を削除する。
 - (2) (h)をサブセクション(j)に記号変更する。 および
 - (3) サブセクション(e)の後に以下の文言を加える。

「(f)映像解説—

- (1) 規則の再発効—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から1年を経過した日に、委員会は、規則制定の後、映像プログラムの映像解説に関する報告および命令の施行令 (Implementation of Video Description of Video Programming Report and Order (15 F.C.C.R. 15,230 (2000))), 2001年に一部改正 (recon. granted, denied in part) され(16 F.C.C.R. 1251 (2001)), パラグラフ(2)に従って修正するものにおいて定められる映像解説の規則を再発効するものとする。
- (2) 再発効する規則の修正—上記の規則は、以下の通り修正が加えられるものとする。
 - (A) この規則は、サブセクション(h)において定義され、デジタル形式でテレビジョン画面に表示するために送信される映像プログラムに適用されるものとする。
 - (B) 委員会は、上位25位に指定されたマーケット領域のリスト、このパラグラフで定める免除に当てはまらないプライムタイム番組を3カ月で50時間以上流す上位5位の全国の非放送ネットワークのリスト、および順守度を計測し始める週をアップデートするものとする。
 - (C) この規則は、映像プログラムのプロバイダーまたはプログラムの所有者が、この条項で定める要件が経済的に過重な負担となることを示すことにより、要件の免除を委員会に申し立てることを認めるものとする。
 - (D) 委員会は、サービス、サービス群、プログラム、プログラム群、機器または機器群のうち、パラグラフ(1)に基づく規則を適用すると上記のサービス、プログラムまたは機器のプロバイダーにと

って経済的に過重な負担になると判断するものについては、上記の規則を免除することができる。

- (E) この規則は、生中継または生中継に近いプログラムには適用されない。
 - (F) この規則は、順守の期日を定める適切かつ段階的なスケジュールを設けるものとする。
 - (G) 委員会は、映像プログラムのすべてのプロバイダーおよび所有者に対して、技術的な可能性という理由から再発効される規則の免除および制限を拡張することを考慮するものとする。
- (3) 映像解説のさらなる要件に関する調査—委員会は、再発効された規則の段階的適用が完了してから1年を越えるよりも前に以下の調査を開始し、その時点から1年後に以下の各項について判明したことを議会に報告するものとする。

(A) テレビジョンプログラムにおける映像解説—テレビジョンで配信される映像プログラムの映像解説の利用可能性、利用度および利点。ならびに、上記映像解説の提供に関連する技術上や制作上の課題、映像プログラムのプロバイダーおよびプログラム所有者にとって上記映像解説を提供するさいの、かかる経済的コストについて。

(B) インターネット上で配信される映像プログラムの映像解説—インターネットプロトコルを利用して配信される映像プログラムに映像解説を提供するさいの、技術上および運用上の課題、コストおよび利点について。

- (4) 持続する委員会の権限—

(A) 総則—委員会が追加で規則を発行することができるのは、委員会が、パラグラフ (3) で求められる報告を完了してから少なくとも2年後に、映像プログラムに映像解説を提供する必要性および利点が、そのプログラムがテレビジョン画面に表示される形式で配信される場合、上記付加プログラムを提供する技術的および経済的コストを上まわると判断する場合とする。

(B) 制限—委員会がサブパラグラフ (A) に定める判断を下し、追加で規則を発行する場合、委員会は、パラグラフ (1) において再発効される規則で定める、映像解説を加えるプログラムの時間数の要件の75%を越える増加はできないものとする。

- (C) 指定されたマーケット領域への適用—

(i) 総則—委員会は、パラグラフ(3)で求められる映像解説に関する報告を完了した後、上位60位に指定されたマーケット領域に対して映像解説規則の段階的適用を行うものとする。ただし、委員会が適切と判断する特定のマーケット領域における団体 (entities) について免除を認める場合を除く。

(ii) 段階的適用の期日—(i)節で記述される段階的適用は、21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から6年を越える前に完了するものとする。

(iii) 報告—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から9年後に、委員会は下院のエネルギー委員会 (Committee on Energy) および上院の商業・科学・交通委員

会 (Committee on Commerce, Science, and Transportation) に下記について調査した報告書を提出するものとする。

- (I) 映像解説を付加した映像プログラムのうち、消費者にとって利用可能であるものの種類。
 - (II) 上記プログラムの消費者の利用度。
 - (III) 上記プログラムを制作するにあたって、プログラム所有者、プロバイダーおよび配信者にかかるコスト。
 - (IV) 上記プログラムを制作するにあたって、上位60位から外れる指定マーケット領域のプログラム所有者、プロバイダーおよび配信者にかかると想定されるコスト。
 - (V) 上記プログラムの消費者にとっての利点。
 - (VI) 現在利用可能である上記プログラムの総数。 および
 - (VII) 上位60位から外れる指定マーケット領域における、映像解説を付加した映像プログラムの必要性。
- (iv) 追加のマーケット領域—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から10年後に、委員会は、(iii)節に定める報告に含まれる結果、結論および勧告に基づき、毎年最大10の指定マーケット領域を追加して映像解説規則の段階的適用を行う権限を有するものとする。その場合の条件は以下の通りである。
- (I) 上記追加マーケットにおけるプログラム所有者、プロバイダー、配信者に対して映像解説規則を実施するコストが合理的であると、委員会が判断する。 および
 - (II) 委員会が適切と判断する特定の指定マーケット領域における団体(entities)に免除を認める場合を除外する。
- (g) 緊急情報—諮問委員会がサブセクション(e)(2)に定める報告を委員会に提出してから1年を越える前に、委員会は以下に掲げる手続きを完了するものとする。
- (1) 緊急情報（連邦規則集第47編第79.2条で定義される用語における）を、盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルである様式で伝える方法を特定すること。
 - (2) 映像プログラムのプロバイダーおよび映像プログラムの配信者（連邦規則集第47編第79.1条で定義される用語における）およびプログラムの所有者が、上記緊急情報を、盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルである様式で伝えることを義務づける規則を公布すること。
- (h) 定義—この条項、第303条および第330条の目的のために、以下の通り定義する。
- (1) 映像解説—映像解説 (video description) とは、テレビジョンプログラムの主要な視覚要素について、プログラムの会話の間に挟まれる自然なポーズの合間に、ナレーション音声で解説を挿入することである。
 - (2) 映像プログラム—映像プログラム (video programming) とは、テレビジョン放送局によるプログラム、またはテレビジョン放送局によって提供されるプログラムであると一般に考えられるプログ

ラムのことである。ただし、消費者発信型メディアを含まない（第3条の定義による）。」

- (b) インターネットプロトコルを利用して配信される映像プログラムのクローズドキャプション—上記法律の第713条にさらに改正を加え、サブセクション (c) を削除して次の文言を付加する。

「 (c) キャプション付与の期限—

- (1) 総則—サブセクション(b)に定められた規則は、テレビジョンにおいて公開または放映された映像プログラムにクローズドキャプションを提供する期限についての適切なスケジュールを含むものとする。

- (2) インターネットプロトコルを利用して配信される映像プログラムの期限—

- (A) インターネットプロトコルを利用して配信される映像プログラムのクローズドキャプションに関する規則—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版のサブセクション(e)(1)において定められる、委員会への報告の提出から6ヵ月を越えるよりも前に、委員会はその規則を改正し、その規則の発効日よりインターネットプロトコルを利用して配信されテレビジョン画面において公開または放映された映像プログラムのクローズドキャプションを提供することを求めるものとする。

- (B) スケジュール—このパラグラフにおいて定める規則は、クローズドキャプションを提供する期限について適切なスケジュールを含むものとする。そのさいに、上記プログラムがインターネット配信のために事前収録および編集されたものか、あるいは上記プログラムが生中継または生中継に近いものでありインターネット配信のために編集されたものではないものかを、考慮に入れるものとする。

- (C) コスト—委員会は、サブパラグラフ(A)において定める規則について、その規則の発効日よりインターネットプロトコルを利用して配信される生中継の映像プログラムに対して適用することが、映像プログラムのプロバイダーまたはプログラムの所有者にとって経済的に重荷になると判断する場合、規則適用を延期または免除することができる。

- (D) 規則の要件—このパラグラフにおいて定める規則は、

- (i) 「生中継に近い番組 (near-live programming)」および「インターネット配信のために編集された (edited for Internet distribution)」という用語の定義を含むものとする。

- (ii) サービス、サービス群、プログラム、プログラム群、機器、または機器のうち、その規則を適用することが上記サービス、プログラムまたは機器のプロバイダーにとって経済的に重荷になると委員会が判断する場合、免除す

- ることができる。
- (iii) 施行の目的のために、このサブセクションにおいて、「映像プログラムの配信 (video programming distribution) および「映像プログラムのプロバイダー (video programming providers)」という用語は、インターネットプロトコルを利用する配信手段を通じて、映像番組をエンドユーザーで直接利用できるようにする団体(entities)を含むものであることを明示するものとする。
 - (iv) 映像プログラムのプロバイダーまたは映像プログラムの所有者が負うべき責任について記述する。
 - (v) 映像プログラムのプロバイダーおよび配信者が、法の適用対象となる映像プログラムについての情報を継続的に入手できる仕組みを確立する。
 - (vi) 映像プログラムのプロバイダーまたは配信者がクローズドキャプションまたは映像解説の信号の提供または授受を可能とする場合に順守されるものと見なし、プロバイダーまたは配信者が(v)において作成される仕組みを利用して法の適用対象となる映像プログラムを特定する十分な努力を払うことを考慮するものとする。 および
 - (vii) 映像プログラムのプロバイダーまたは配信者が上記規則に順守していない程度がごく軽微である場合、規則違反として扱わない余地を残すものとする。
- (3) 規則順守の代替手段—このサブセクションのパラグラフ(2)(A)として改正されたサブセクション(b)における規則に定められる手段は、この条項の要件を満たすものと委員会が認定する場合、代替手段を通じてこの条項の要件を満たすことができる。」
- (c) 調整のための改正—上記法律の第713(b)を改正し、パラグラフ(3)を削除して次の文言を付加する。

「(3) 映像プログラムのプロバイダーまたはプログラムの所有者は委員会に対してこの条項の要件の免除を申し立てることができ、委員会はこの条項に含まれる要件が経済的に重荷になることが示される場合にその申し立てを承認することができる。上記申し立ての結果が未決である間、上記プロバイダーまたは所有者はこの条項の要件を免除されるものとする。委員会は、委員会が上記要件が経済的に重荷になるかどうかを判断するのにさらに6ヵ月延長することが必要であるとみなす場合を除き、委員会が上記申し立てを受理してから6ヵ月以内に上記申し立ての全部もしくは一部、承認または否認を行うものとする。」

第203条 クローズドキャプションデコーダーおよび映像解説機能

- (a) 規則化する権限—コミュニケーション法1934年版第303(u) 条(47 U.S.C. 303(u))を、以下の通り改正する。

「(u) 技術的に可能である場合に、以下のことを求める。—

(1) 音声と同時に送信される映像プログラムを受信または再生するために設計された機器が、その機器がアメリカ合衆国内で製造されるまたはアメリカ合衆国で利用されるために輸入されるものであって、サイズに関わらず画像スクリーンを利用するものである場合—

(A) クローズドキャプション対応の映像プログラムを表示するために設計された、クローズドキャプションデコーダーの構成回路または性能を内蔵していること。

(B) デコードの性能を有し、第713(f)条において再発効および修正された要件によって求められる映像解説サービスを伝送および送信することを可能とすること。 および

(C) デコードの性能を有し、盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルである様式において緊急情報（委員会規則第79.2条(47 CFR 79.2)において定義される用語において）を利用できるようにすること。

(2) このサブセクションのパラグラフ(1)に関わらず—

(A) 上記パラグラフで記述される機器のうち、画像スクリーンのサイズが13インチ未満であるものについては、上記パラグラフが達成可能である場合（第716条において定義される意味において）にのみ上記パラグラフのサブパラグラフ(A)(B)または(C)の要件を満たすものとする。

(B) 表示機能のみの映像モニターであって、再生する性能を有しない機器または機器群については、上記パラグラフの要件を免除するものとする。 および

(C) 委員会は、自発的にまたは製造者からの申し立てに対して、以下の機器または機器群についてはこのサブセクションの要件を免除する権限を有するものとする。

(i) 音声と同時に送信される映像プログラムを受信または再生する以外の動作を行うために設計されたもの。または

(ii) 多目的の動作を行うために設計された機器であり、音声と同時に送信される映像プログラムを受信または再生することは可能であるがその本質的な用途は他の目的によるもの。」

(b) その他の機器—コミュニケーション法1934年版第303条(47 U.S.C. 303)にさらなる改正を加え、新たなサブセクションの後に次の文言を加える。

「(z) 以下のことを求める。—

(1) 達成可能である場合（第716条において定義される意味において）、音声と同時に送信される映像プログラムを録画するために設計された機器が、その機器がアメリカ合衆国内で製造されるまたはアメリカ

カ合衆国で利用されるために輸入されるものについては、クローズドキャプション、映像解説の信号または緊急情報（連邦規則集第47編第79.2条において定義される用語において）の提供または授受を可能とし、上記プログラムの視聴者が映像プログラムを再生するさいに画像スクリーンのサイズに関わらずクローズドキャプションおよび映像解説の表示および非表示を切り替えできるようにすること。および

- (2) デジタル形式の画像発信装置の相互接続機能および基準が、発信装置から加入者宅内装置にクローズドキャプションを表示するための情報を到達させ、コード化した映像解説と緊急情報を聴取可能の状態にするものであること。」
- (c) 商取引における出荷—コミュニケーション法1934年版第303条(b)(47 U.S.C. 303(b))を以下の通り改正する。
 - (1) 第1文の「303(u)」を削除し、「303(u)および(z)」を付加する。
 - (2) 第2文を削除し、以下の文言を付加する。「上記規則は、この法律の第303条において求められる、クローズドキャプション対応の映像プログラムを表示するように設計された内蔵型デコーダーの構成回路および機能、映像解説サービスの送信および到達、および緊急情報の伝達について、その性能と表示基準を定めるものとする。」
 - (3) 第4文において「クローズドキャプションサービスは継続する」を削除し、「クローズドキャプションサービスおよび映像解説サービスは継続する」を付加する。
- (d) 施行の規則—連邦通信委員会は、この条項において改正されるコミュニケーション法1934年版の第303(u)条、第303(z)条および第330(b)条の要件を施行するために必要な規則を定めるものとする。そこには、以下の送信に必要とされる技術的基準、プロトコルおよび手順が含まれるものとする。
 - (1) 第201(e)(1)条において求められる諮問委員会の報告書が委員会に提出されてから6ヵ月以内に、クローズドキャプションの送信。 および
 - (2) 第201(e)(2)条において求められる諮問委員会の報告書が委員会に提出されてから18ヵ月以内に、映像解説および緊急情報の送信。
- (e) 規則順守の代替手段—コミュニケーション法1934年版第303(u)条、第303(z)条および第330(b)条の要件は、上記条項の要件を満たすものと委員会が認定する場合、サブセクション(d)の規則で定められる手段以外による代替手段を通じて満たすことができる。

第204条 デジタル機器のユーザーインターフェース

- (a) 改正—コミュニケーション法1934年版第303条(47 U.S.C. 303)に、さらなる改正を加え、この法律の第203条で付加したサブセクション(z)の後に以下の新たなサブセクションを付加する。

「(aa) 以下のことを求める。—

(1) 達成可能である場合（第716条において定義される意味において）、音声と同時にデジタル形式で送信される映像プログラムを受信または再生するように設計されたデジタル機器が、インターネットプロトコルを利用してデジタル形式で映像プログラムを受信または再生するように設計されたデジタル機器を含めて、適切に内蔵された機器機能の操作が盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルであり利用可能であるように設計され、開発され、製造されること。ただし、委員会はこの要件を満たすための技術的基準、プロトコル、手順およびその他の技術的要件を指定できないものとする。

(2) スクリーン上のテキストメニューまたはデジタル機器に搭載されているその他の視覚表示がパラグラフ(1)において記述される機器の特性にアクセスするために使われる場合、その機能は、機器に内蔵または付随する形で音声出力を伴い、上記メニューまたは視覚表示が盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってリアルタイムにアクセシブルであり利用可能であるようにすること。

(3) パラグラフ(1)および(2)において記述する機能を備える機器について、クローズドキャプションおよび映像解説の特性へのアクセスを、クローズドキャプションまたはアクセシビリティ機能を作動させるように定められたボタン、キーまたはアイコンと合理的に相当する仕組みを通じてなされるように作られていること。 および

(4) このサブセクションを適用するにあたり、「機器（apparatus）」という用語は、委員会規則第76.1200条（47 CFR 76.1200）において定められるナビゲーション機器を含まないこと。」

- (b) 施行の規則—第201(e)(2)条において求められる諮問委員会の報告書が委員会に提出されてから18ヵ月以内に、委員会は、サブセクション(a)による改正を施行するために必要な規則を定めるものとする。
- (c) 規則順守の代替手段—第303(aa)条の要件は、上記条項の要件を満たすものと委員会が認定する場合、サブセクション(b)の規則で定められる手段以外による代替手段を通じて満たすことができる。
- (d) ATSCモバイルDTV基準A/153に関する規則順守の猶予—一次世代型テレビジョンシステム委員会のモバイルDTV基準A/153（Advanced Television Systems Committee’s Mobile DTV Standards A/153）を受信または再生するように設計および製造されるデジタル機器は、最終的な規則が連邦官報に告示される日から24ヵ月を越えるまでの間、サブセクション(b)において定める規則の要件を満たすことを求められないものとする。」

第205条 ナビゲーション機器上で提供される映像プログラムのガイドおよびメニューへのアクセス

- (a) 改正—コミュニケーション法1934年版第303条(47 U.S.C. 303)に、さらなる改正を加え、この法律の第204条で付加したサブセクション(aa)の後に以下の新たなサブセクションを付加する。

「(bb) 以下のことを求める。—

(1) 達成可能である場合（第716条において定義される意味において）、多チャンネルの映像プログラムを表示または選択するためにナビゲーション機器（連邦規則集第47編第79.1200条において定義される用語において）によって提供されるスクリーン上のテキストメニューおよびガイドは、盲者であるまたは視覚障害のある個人が必要とする場合に、聴覚によりリアルタイムでアクセシブルであること。ただし、委員会はこの要件を満たすための技術的基準、プロトコル、手順およびその他の技術的要件を指定できないものとする。 および

(2) クローズドキャプション機能が内蔵される機器について、クローズドキャプション特性へのアクセスが、クローズドキャプションまたはアクセシビリティ特性を作動させるように定められたボタン、キーまたはアイコンと合理的に相当する仕組みを通じてなされるものであること。

ソフトウェアにおいて送信される機器の特性または機能に関して、このサブセクションで定める要件は、そのソフトウェアの製造者に適用されるものとする。ハードウェアにおいて送信される機器の特性または機能に関して、このサブセクションで定める要件は、そのハードウェアの製造者に適用されるものとする。」

(b) 施行の規則—

(1) 総則—第201(e)(2)条において求められる諮問委員会の報告書が委員会に提出されてから18ヵ月以内に、委員会は、サブセクション(a)による改正を施行するために必要な規則を定めるものとする。

(2) 免除—上記の規則は、視聴者が20,000人以下であるケーブルシステムについては免除することができる。

(3) 責任—この条項で付加した要件を順守する責任が発生する対象となるのは、盲者であるまたは視覚障害のある個人が希望する場合に提供するナビゲーション機器に関するものとする。

(4) 外部の機器またはソフトウェア—

(A) 総則—上記の規則は、コミュニケーション法1934年版第303条(bb)(1)を順守するために、盲者であるまたは視覚障害のある個人の希望者に対して、ソフトウェア、外部機器、特別に設定された加入者宅内装置、ネットワークに基づくサービスまたはその他のソリューションを利用することを通じてナビゲーション機器を提供することを認めるものではあるが、強制するものではない。上記の規則は、規則順守の様式選択にあたって最大限のフレキシビリティを供するものとする。

(B) 要件—サブパラグラフ(A)においてコミュニケーション法1934年版第303条(bb)(1)を順守する場合、盲者であるまたは視覚障害のある個人の希望者に対して、ソフトウェア、外部機器、特別に設定された加入者宅内装置、ネットワークに基づくサービスまたはその他のソリューションを利用することを通じてナビゲーション機器を提供するものは、上記の個人に対し

て追加費用を請求せず、合理的な期間内でそれを行うものとする。そして、そのソフトウェア、機器、装置、サービスまたはソリューションが上記の規則によって求められるアクセスを提供するものとする。

(5) クローズドキャプションについてのユーザー操作—上記の規則は、ナビゲーション機器を提供する者に対して、（この条項のサブセクション(a)において付加される）コミュニケーション法1934年版第303条(bb)(2)を順守するための手段の選択について最大限のフレキシビリティを供するものとする。

(6) 段階的施行—

(A) 総則—委員会は、関係者(affected entities)に対して、

(i) 上記の規則の適用から2年以内に、（この条項のサブセクション(a)において付加される）コミュニケーション法1934年版第303条(bb)(2)を順守するサービス機器の配置を求めるものとする。 および

(ii) 上記の規則の適用から3年以内に、（この条項のサブセクション(a)において付加される）コミュニケーション法1934年版第303条(bb)(1)を順守するサービス機器の配置を求めるものとする。

(B) 適用—上記の規則は、サブパラグラフ(A)において設定される発効日から製造または輸入される機器に適用されるものとする。

第206条 定義

この編において、

- (1) 諮問委員会—「諮問委員会 (Advisory Committee)」とは、第201条において定める諮問委員会のことである。
- (2) 委員長—「委員長 (Chairman)」とは、連邦通信委員長のことである。
- (3) 委員会—「委員会 (Commission)」とは、連邦通信委員会 (Federal Communications Commission) のことである。
- (4) 緊急情報—「緊急情報 (emergency information)」とは、連邦規則集第47編第79.2条において定める用語の意味を持つものである。
- (5) インターネットプロトコル—「インターネットプロトコル (Internet protocol)」とは、伝送制御プロトコル(TCP)およびその後継となるプロトコル、またはインターネットプロトコル技術を含むものである。
- (6) ナビゲーション機器—「ナビゲーション機器 (navigation device)」とは、連邦規則集第47編第76.1200条において定める用語の意味を持つものである。
- (7) 映像解説—「映像解説 (video description)」とは、コミュニケーション法1934年版第713条(47 U.S.C. 613)において定める用語の意味を持つものである。
- (8) 映像プログラム—「映像プログラム (video programming)」とは、コミュニケーション法1934年版第713条(47 U.S.C. 613)において定める

用語の意味を持つものである。

2010年10月8日承認